

令和5年11月29日招集

第8回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和５年度 第８回佐渡市農業委員会総会議事録

１．開催日時 令和５年１１月２９日(水) 午後１時３０分から午後２時５０分まで

２．開催場所 金井コミュニティセンター 大ホール

３．出席委員：（２４名。開会時：２３名、午後１時４５分から２４名）

１．藪田 亨	２．渡邊 秀一	３．森田 聡	４．民部 猛
５．仲川 庸一	６．細野 真二	７．山田 隆生	８．本間 隆
９．土屋 七司	１０．忠野 佳純	１１．中川 義弘	１２．古屋野 勝
１３．北見 尚志	１４．佐々木 雅文	１５．池 克博	１６．西村 幸子
１７．本間 一寿	１８．金切 秀明	１９．大野 雄一郎	２０．西野 春彦
２１．渡邊 実	２２．久保 守	２３．佐々木 隆正	２４．金田 勝廣

４．欠席委員：（なし） 遅刻：１１．中川 義弘

５．傍聴者：（なし）

６．議事日程

（１）あいさつ

（２）議事

１）議案第１号 農地法の適用を受けない事実確認願について

２）議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について

３）議案第３号 農地法第４条の規定による許可申請について

４）議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請について

５）議案第５号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について

（３）協議・報告事項

１）農地部会協議報告事項について

- ① 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- ② 農地の転用事実に関する照会について（新潟地方法務局佐渡支局）
- ③ 農地転用事実確認願について
- ④ 農地法施行規則第２９条の届け出について
- ⑤ 農地改良届の受理について
- ⑥ 農地法第１８条の規定による通知について
- ⑦ 認定農業者について

２）農政振興部会協議報告事項について

- ① 佐渡市農地等利用最適化推進施策に関する意見について
- ② 農業経営意向調査票の回収について

3) J A推進委員からの連絡事項等について

4) 会務報告・会務予定について

5) その他

(4) 令和5年度農業委員会視察研修報告について

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 計良 朋尚 次 長 木下 和重 係 長 野 螻 雅博 係 長 伊藤 雅之
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第8回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出はございませんが、現在 11 番中川委員がお見えになっておりません。従いまして、ただ今の出席委員は委員定数 24 名中、23 名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、金田会長より、議事の進行をよろしく願いいたします。
議 長	それでは、第8回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」の声がございますので、9番土屋委員、10番忠野委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。11月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	11月分の農地部会20日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」9件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局	議案書2頁、議案第1号農地法の適用を受けない事実確認願です。今月9件。田8筆8,795㎡、畑12筆10,477㎡、合計19,272㎡。案件番号1番から案件番号9番までの所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、9案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件1番と2番について現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件1番は10月30日に、案件2番は7月19日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件3番について現地調査を行った9番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件3番について、10月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件4番について現地調査を行った3番森田委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件4番について、10月30日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件5番について現地調査を行った6番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件5番について、8月30日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件6番について現地調査を行った23番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
23 佐々木隆正	案件6番について、8月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件7番について現地調査を行った14番佐々木雅文農地部会長から報告をお願いします。
14 佐々木雅文	案件7番について、令和4年12月21日に前農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認したと申し送りを受けておりますので私が報告します。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。

議 長	次に、案件 8 番について現地調査を行った 8 番本間隆委員から報告をお願いします。
8 本間 隆	案件 8 番について、7 月 18 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	最後に、案件 9 番について現地調査を行った 12 番古屋野委員から報告をお願いします。
1 2 古屋野 勝	案件 9 番について、7 月 18 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 9 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」9 件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」11 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 5 頁から 7 頁、議案第 2 号農地法第 3 条許可申請です。今月 11 件、田 12 筆 19,538 m²、畑 10 筆 5,194 m²、合計 24,732 m²。 案件番号 1 番、新潟市の方から上横山の方へ上横山の田 2 筆 956 m²売買になります。11 月 28 日に現地確認を行いました。 案件番号 2 番、青野の方から北狄の方へ北狄の畑 1 筆 435 m²売買になります。11 月 27 日に現地確認を行いました。 案件番号 3 番、新潟市の方から八幡新町の方へ八幡新町の畑 2 筆 1,599 m²売買になります。8 月 24 日に現地確認を行いました。 案件番号 4 番、中興のお寺から中興乙の方へ中興の田 1 筆 985 m²売買になります。11 月 27 日に現地確認を行いました。 案件番号 5 番、目黒町の方から目黒町の方へ新穂舟下の田 1 筆 1,067 m²売買になります。11 月 24 日に現地確認を行いました。 案件番号 6 番、新発田市の方から新穂大野の方へ新穂大野の田 1 筆 1,368 m²、畑 1 筆 594 m²贈与になります。11 月 24 日に現地確認を行いました。 案件番号 7 番、新潟市の方から三宮の方へ三宮の田 1 筆 2,198 m²売買になります。11 月 28 日に現地確認を行いました。 案件番号 8 番、目黒町の方から目黒町の方へ目黒町の田 2 筆 5,972 m²売買になります。11 月 28 日に現地確認を行いました。

	案件番号 9 番、新潟市の方から栗野江の方へ栗野江の田 4 筆 6,992 m²、畑 4 筆 1,203 m²売買になります。11 月 28 日に現地確認を行いました。 案件番号 10 番、羽茂本郷の方から羽茂本郷の方へ羽茂本郷の畑 1 筆 532 m²売買になります。11 月 28 日に現地確認を行いました。 案件番号 11 番、東京都の方から羽茂上山田の方へ羽茂上山田の畑 1 筆 831 m²売買になります。11 月 28 日に現地確認を行いました。案件すべて許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
局 長	事務局よりご案内いたします。13 時 45 分に議席番号 11 番、中川委員がお見えになりましたので出席数につきましては 24 名でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った、7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件 1 番について、11 月 28 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 13 番北見委員から報告をお願いします。
13 北見 尚志	案件 2 番について、11 月 27 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続いて、案件 3 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件 3 番について、8 月 24 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続いて、案件 4 番について現地調査を行った 5 番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件 4 番について、11 月 27 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続いて、案件 5 番と 6 番について現地調査を行った 3 番森田委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件 5 番及び 6 番について、11 月 24 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず

議 長	許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
10 忠野 佳純	続いて、案件7番について現地調査を行った10番忠野委員から報告をお願いします。 案件7番について、11月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件8番と9番について現地調査を行った6番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件8番及び9番について、11月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	最後に、案件10番と11番について現地調査を行った8番本間隆委員から報告をお願いします。
8 本間 隆	案件10番及び11番について、11月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
議 長	(質問、意見なし) ご質問等がないようですので、案件1番から11番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」11件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第4条の規定による許可申請」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書8頁をご覧ください。今月の申請は4件で畑4筆面積1,139㎡です。 案件番号1番、秋津の方からの申請で申請地は秋津の畑454㎡の内180㎡、申請理由は竹チップ等の資材置場のための一時転用です。竹粉ペレット工場のすぐそばで他に適当な場所はなく、便利なため資材置場を設置したいものです。申請地の場所は国道350号線空港入口信号から東に約880mに位置している農振内の農用地区域にある農地です。農用地区域にある農地は原則転用許可できませんが、一時転用である場合、許可は可能です。申請地周辺は農地の広がりもなく汚水は排出されな

	いので農地への影響ありません。許可基準を満たしています。期間は許可日から3年間、追認転用です。 案件番号2番、稲鯨の方からの申請で申請地は稲鯨の畑452㎡、変更目的は宿泊施設の増築です。申請理由が、現在の宿泊施設が手狭になり、新たなニーズに応えるために隣接した申請地に増築したいものです。申請地の場所は、県道佐渡一周線の稲鯨西バス停から西に約250mに位置し、非農地の中にある農地で第3種農地に該当するので立地基準も問題ありません。一般基準の転用実現性においても借入金と自己資金で賄えるため問題なく、汚水は排出しないので周辺農地への影響もないと思われ許可基準を満たしております。 案件番号3番、新潟市の方外2名からの申請で申請地は窪田の畑1筆275㎡、変更目的は車庫、駐車場、庭の設置です。申請理由が、車庫がないため建築し、来客用の駐車スペース、庭を設置したいものです。申請地の場所は佐和田バスセンターから西南西約150mに位置しています。汚水も排出しないため周辺農地への影響もないと思われ許可基準を満たしております。追認転用です。 案件番号4番、羽茂小泊の方からの申請で申請地は羽茂小泊の畑232㎡、変更目的は農家住宅の建築です。申請理由が、現在の宅地に隣接した申請地に建築したいものです。申請地の場所は、国道350号線小泊バス停から北に400mに位置し、申請地周辺は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団（農地の広がり0.3haです。）の農地で第2種農地に該当します。実現性において問題なく、汚水は浄化槽を設置して排出するため、周辺の農地への影響もなく許可基準をみたしております。追認転用です。
議 長	それでは、案件番号1番について、現地調査を行った7番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件1番について、11月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件2番について現地調査を行った16番西村委員から報告をお願いします。
1 6 西村 幸子	案件2番について、11月27日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	案件番号3番については、私から報告します。案件3番について、10月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。 最後に、案件番号4番について、現地調査を行った19番大野雄一郎委員から報告をお願いします。
1 9 大野雄一郎	案件4番について、8月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

議 長	(意見、質問なし)
一 同	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 4 番の案件につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
議 長	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」4 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 13 頁をご覧ください。権利の移動を伴う農地転用となります。農地法第 5 条申請、2 件合計田 5 筆 2,609 m²です。 案件番号 1 番、譲受人が新潟市の方、譲渡人は板橋区の方です。申請地は吉井本郷の田 4 筆 2,532 m²、所有権の移転売買です。申請目的は展示車両置場、従業員駐車場の設置です。申請理由は、車販売業を申請地の隣接地で営業しているが手狭になり、隣接地を購入し一体利用したいものです。申請地は金井地区の国道 350 号線吉井バス停から南西に 350m に位置した 10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則許可できませんが、例外的に許可ができる中に住宅その他、土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続し設置されるものに該当し、立地基準上問題ありません。一般基準の転用実現性においても自己資金で賄え、汚水は排出されないため問題なく、許可基準を満たしております。農振除外を経ての申請です。 案件番号 2 番、譲受人が羽茂村山の方、譲渡人も羽茂村山の方で、申請地は羽茂村山の田 329 の内 77 m²、使用貸借権の設定です。申請目的が農家住宅の増築、申請理由は、家族の成長に伴い手狭になったため申請地に農家住宅を増築したいものです。場所は国道 350 号線村山バス停から北北西に 200m に位置し、農地区分で言うと中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団 6.7ha (10ha 未満) の生産力の低い農地で第 2 種農地に該当すると思われます。立地基準も問題ありません。一般基準の転用実現性も問題なく、汚水は浄化槽を設置して排出されるので農地への被害もありません。許可基準を満たしております。追認転用です。
議 長	それでは、案件番号 1 番について、現地調査を行った 21 番渡邊実委員から報告をお願いします。
21 渡邊 実	案件 1 番について、5 月 23 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。
議 長	それでは、案件番号 2 番について、現地調査を行った 19 番大野雄一郎委員から報告をお願いします。
19 大野雄一郎	案件 2 番について、11 月 28 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくお願いします。

議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番、2 番につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」2 件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」46 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は 46 案件ございます。 案件 1 番。土地の所在、地目、面積、賃借料等説明。借り手、貸し手及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。28 頁までの案件 1 番及び 5 番から 43 番の計 40 件は相対契約による利用権設定、案件 2 番から 4 番の計 3 件は相対契約による利用権移転、29 頁以降の案件 44 番から 46 番の計 3 件は農地中間管理事業による利用権設定です。 なお、議案書 1 頁から 4 頁の案件 1 番から 4 番は、委員の皆様が関与する議事参与案件です。以上、利用権設定及び利用権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、先に議事参与案件から採決を行います。はじめに案件 1 番について採決を行います。1 番藪田委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長	それでは、案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番を原案のとおり決定することにいたします。

議 長	(委員 着席) 続けて、議事参与案件の2番から4番の案件につきまして、一括して採決を行います。7番山田委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長	それでは、案件2番から4番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。 (委員 着席)
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」、案件2番から4番を原案のとおり決定することにいたします。 次に、議事参与案件であった1番から4番を除いた5番から46番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件5番から46番の案件につきまして、原案のとおり決定することにいたします。 以上で農地部会所掌案件における議案審議はすべて終了いたしました。 それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について事務局から説明をお願いします。
事務局	こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、相続税の納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを証明するものです。対象農地は田9筆 64,898㎡、作物の種類は水稻です。相続による農業経営の開始年月日は令和5年2月6日、令和5年6月1日より農地中間管理事業による特定貸付けを行っていることから農業経営が継続されているものと見なされ、納税猶予の適用を受けることができますので適格者証明を交付することといたします。 なお、現地調査は、金田会長より行っておりますので、この後、ご報告をお願いします。説明は以上です。
金田 会長	現地調査は11月24日に行いました。現地は水田の耕作が行われ、すでに刈り取りが確認できました。水田の管理も行われており、問題はありません。
議 長	それでは、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)

議 長	それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地の転用事実に関する照会」3件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書17頁をご覧ください。今月法務局照会3件ありました。田3筆655㎡畑4筆2,737㎡ございます。 番号1番、申請者が東京都の方、土地の表示は長石の畑628㎡、現況は非農地。宅地でした。転用許可は平成2年3月31日佐農地第5015号農地法第5条許可をとっております。 番号2番、申請者が埼玉県の方、土地の表示は宮川、三宮の田畑2,628㎡、現況は管理された農地でした。 番号3番、申請者が市野沢の会社、土地の表示は河原田諏訪町の畑136㎡、現況は非農地。資材置場でした。転用許可は令和5年3月30日佐農委許可第5008号農地法第5条許可をとっております。確認委員及び確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地転用事実確認願」2件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書18頁、農地転用事実確認願2件ございます。 番号1番、申請者は四日町の方、土地の表示は四日町字東方の畑722㎡、転用目的がたばこ乾燥施設の建築で建築済みです。平成4年3月30日に佐農地第5035号で農地法第5条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は平成5年12月、日は不詳です。現地は農業委員、推進委員及び事務局で7月18日確認済みです。 番号2番、申請者は神奈川の方、土地の表示は中原の田1262㎡、転用目的が駐車場の設置で設置済みです。平成3年11月30日に佐農地第5100号で農地法第5条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は平成、年月日不詳です。現地は農業委員、推進委員及び事務局で11月24日確認済みです。 以上2件、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法施行規則第29条の届出」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書19頁、農地法施行規則第29条の届出になります。八幡地区の方からの申請、場所は八幡の畑3,114㎡の内180㎡。目的はハウスへの進入路、工事期間は令和5年12月末日までとなっています。

議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地改良届の受理」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	新穂長畝の方からの申請で、新穂長畝の田を盛土成形し畑として効率利用するものです。期間が令和5年10月23日から令和6年10月22日までの1年間です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第18条の規定による通知」37件について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第18条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は21頁から43頁まで今月は37件。うち16番から29番の計14件は、10月に新たに設立された畑野地区の農事組合法人と来月の農地中間管理事業で貸借するための合意解約、8番から9番及び33番から36番の計6件は真野地区の有限会社の解散に伴う合意解約になります。今月、受け手が不在となる利用調整案件が1番及び後ろの31番以降にあわせて6件ありますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の認定の状況について報告いたします。今月は11月7日審査分で計2件ございます。うち新規が1件、再認定が1件です。 なお、1番は前回は5月26日までの認定期間で、期間が終了してから約半年間経過しておりますが、認定期間が途切れると資金調達の都合で支障があるとのことで、期間が途切れないように5月27日に遡って認定されております。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	意見、質問ないようですので、日程第3協議・報告事項に移ります。 1) 農地部会協議報告事項について ① 相続税の納税猶予に関する適格者証明について ② 農地の転用事実に関する照会について（新潟地方事務局佐渡支局）

	③ 農地転用事実確認願について ④ 農地法施行規則第29条の届け出について ⑤ 農地改良届の受理について ⑥ 農地法第18条の規定による通知について ⑦ 認定農業者について
	2) 農政振興部会協議報告事項について ① 佐渡市農地等利用最適化推進施策に関する意見について ② 農業経営意向調査票の回収について 3) J A推進委員からの連絡事項等について 4) 会務報告・会務予定について 5) その他
議 長	それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。それでは、日程第4に移ります。事務局、説明願います。
事務局	11月21日・22日に開催した農業委員会視察研修について、報告会を開催します。佐々木職務代理者よりよろしくお願いします。
佐々木会長職務代理者	(佐々木会長職務代理者 説明)
議 長	それでは、これを持ちまして日程第4「令和5年度農業委員会視察研修報告」を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の議案審議等はすべて終了しました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。
局 長	皆さまには慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。
佐々木会長職務代理者	(閉会のあいさつ)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 9番 土屋 七司

署名委員 10番 忠野 佳純